（専門捜査員の派遣に関する指示）

第十三条の二　長官は、専門重要犯罪を認知した場合において、当該専門重要犯罪の捜査を適確に行うため必要があると認めるとき（第二十六条の七に規定する場合を除く。）は、当該専門重要犯罪の捜査を行う都道府県警察に対し、専門捜査員の派遣の要求をすべきことを指示するものとする。

２　長官は、専門捜査員の派遣の要求をする都道府県警察から第四条第四項の規定によりあつせんを求められた場合において、専門重要犯罪の捜査を適確に行うため特に必要があると認めるとき（第二十六条の七に規定する場合を除く。）は、当該要求を受ける都道府県警察に対し、専門捜査員を派遣するよう指示するものとする。

（手配等の解除）

第十五条　第五条から第七条まで及び第十一条に規定する手配又は通報に係る事件について、被疑者を逮捕し、事件を解決したときは、その手配又は通報をした都道府県警察等は、速やかに、かつ、確実に、その手配又は通報の解除を行わなければならない。

［２・３　略］

（参考通報）

第十六条　都道府県警察等は、他の都道府県警察等の管轄に属する犯罪事件について、その被疑者、証拠物その他捜査上参考となるべき事項を発見したときは、直ちに、適当な措置をとるとともに、その旨を当該都道府県警察等に通報しなければならない。

２　都道府県警察等は、前項の通報のほか、重要事件、他に波及するおそれのある事件その他犯罪の捜査又は予防上参考となるべき事件又は事項についても、関係都道府県警察等に通報するものとする。

（被疑者の護送費用）

第十七条　逮捕警察が被疑者を護送した場合においては、その護送に要した費用は、引渡しを受けた都道府県警察等が、その定める一定の基準により、これを負担するものとする。

（留置の依頼）

第十八条　都道府県警察等は、被疑者の護送その他捜査のため必要があるときは、他の都道府県警察等に対し、被疑者の留置の依頼をすることができる。

２　前項の依頼による被疑者の留置に特に要した費用は、当該依頼をした都道府県警察等の負担とする。この場合において、逮捕警察が当該依頼をしたときは、手配警察の負担とする。

（広域重要犯罪の報告等）

第十九条　都道府県警察は、数都道府県の地域に関係のある重要な犯罪で長官が定めるもの（以下「広域重要犯罪」という。）を認知したとき（第二十六条の二から第二十六条の四までに規定する場合を除く。）は、その旨を速やかに警察庁及び管区警察局に報告しなければならない。

２　［略］

（協定の内容等の報告）

第二十五条　都道府県警察は、第二十条第一項の協定を締結し、若しくは廃止し、又は当該協定の内容を変更したとき（第二十六条の五第二項第三号に規定する場合を除く。）はその旨及び当該協定の内容を、共同捜査（前条の規定により行う捜査をいう。以下同じ。）を行い、又は終了したとき（第二十六条の五第二項第四号に規定する場合を除く。）はその旨を、それぞれ警察庁及び管区警察局に報告しなければならない。

（専門捜査員の派遣に関する指示）

第十三条の二　長官は、専門重要犯罪を認知した場合において、当該専門重要犯罪の捜査を適確に行うため必要があると認めるとき（第二十六条の五に規定する場合を除く。）は、当該専門重要犯罪の捜査を行う都道府県警察に対し、専門捜査員の派遣の要求をすべきことを指示するものとする。

２　長官は、専門捜査員の派遣の要求をする都道府県警察から第四条第四項の規定によりあつせんを求められた場合において、専門重要犯罪の捜査を適確に行うため特に必要があると認めるとき（第二十六条の五に規定する場合を除く。）は、当該要求を受ける都道府県警察に対し、専門捜査員を派遣するよう指示するものとする。

（手配等の解除）

第十五条　第五条から第七条まで及び第十一条に規定する手配又は通報に係る事件について、被疑者を逮捕し、事件を解決したときは、その手配又は通報をした都道府県警察は、速やかに、かつ、確実に、その手配又は通報の解除を行わなければならない。

［２・３　同上］

（参考通報）

第十六条　都道府県警察は、他の都道府県警察の管轄に属する犯罪事件について、その被疑者、証拠物その他捜査上参考となるべき事項を発見したときは、直ちに、適当な措置をとるとともに、その旨を当該都道府県警察に通報しなければならない。

２　都道府県警察は、前項の通報のほか、重要事件、他に波及するおそれのある事件その他犯罪の捜査又は予防上参考となるべき事件又は事項についても、関係都道府県警察に通報するものとする。

（被疑者の護送費用）

第十七条　逮捕警察が被疑者を護送した場合においては、その護送に要した費用は、引渡しを受けた都道府県警察が、その定める一定の基準により、これを負担するものとする。

（留置の依頼）

第十八条　都道府県警察は、被疑者の護送その他捜査のため必要があるときは、他の都道府県警察に対し、被疑者の留置を依頼することができる。

２　前項の依頼による被疑者の留置に特に要した費用は、当該依頼をした都道府県警察の負担とする。この場合において、逮捕警察が当該依頼をしたときは、手配警察の負担とする。

（広域重要犯罪の報告等）

第十九条　都道府県警察は、数都道府県の地域に関係のある重要な犯罪で長官の定めるもの（以下「広域重要犯罪」という。）を認知したとき（第二十六条の二及び第二十六条の三に規定する場合を除く。）は、その旨を速やかに警察庁及び管区警察局に報告しなければならない。

２　［同上］

（協定の内容等の報告）

第二十五条　都道府県警察は、第二十条第一項の協定を締結し若しくは廃止し、又は当該協定の内容を変更したとき（第二十六条の四第二項第三号に規定する場合を除く。）はその旨及び当該協定の内容を、共同捜査（前条の規定により行う捜査をいう。以下同じ。）を行い、又は終了したとき（第二十六条の四第二項第四号に規定する場合を除く。）はその旨を、それぞれ警察庁及び管区警察局に報告しなければならない。